

笠間市告示第144号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和7年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成18年笠間市条例第119号）第7条第3項の規定により告示する。

令和7年4月1日

笠間市長 山口 伸樹

令和7年度笠間市一般廃棄物処理実施計画

1	計画区域及び期間	・・・・・・・・・・	p 2
2	令和7年度一般廃棄物の処理計画量	・・・・・・・・・・	p 2
	(1) ごみ関係		
	(2) 生活排水関係		
3	処理主体	・・・・・・・・・・	p 3
	(1) ごみ関係		
	(2) 生活排水関係		
4	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可制度	・・・・・・・・・・	p 4
	(1) 許可方針		
	(2) 許可申請		
	(3) 許可基準		
	(4) 許可期間		
	(5) 許可業者数		
5	処理計画	・・・・・・・・・・	p 6
	(1) ごみ処理実施計画		
	① ごみ処理計画		
	② 収集運搬計画		
	ア 収集運搬		
	イ 再資源化の取組		
	ウ 集積所に出せないごみ・市が指定する処理施設で処理できないごみ		
	③ 中間処理計画		
	④ 最終処分計画		
	(2) 生活排水処理実施計画		
	① 生活排水処理計画		
	ア 農業集落排水処理施設で処理をする区域及び人口等		
	イ 公共下水道で処理をする区域及び人口等		
	② 収集運搬計画		
	③ 中間処理計画		
	(3) 住民に対する広報・啓発活動		
	(4) 令和7年度の主な取り組み		
	別表「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業 許可業者一覧」	・・・・・・・・・・	p 15～p 16

1 計画区域及び期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、笠間市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものである。

計画区域	笠間市
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 令和7年度一般廃棄物の処理計画量

(1) ごみ関係

区分	地区	令和5年度 実績	令和6年度 計画量	令和7年度 計画量	計画量の比較 (6、7年度)	令和7年度 計画量合計
可燃ごみ	笠間	6,589 t	6,725 t	6,488 t	△237 t	20,221 t
	友部	10,305 t	10,398 t	10,373 t	△25 t	
	岩間	3,410 t	3,428 t	3,360 t	△68 t	
不燃ごみ	笠間	202 t	232 t	207 t	△25 t	536 t
	友部	239 t	240 t	238 t	△2 t	
	岩間	94 t	92 t	91 t	△1 t	
資源物	笠間	479 t	480 t	447 t	△33 t	1,349 t
	友部	699 t	706 t	672 t	△34 t	
	岩間	231 t	235 t	230 t	△5 t	
粗大ごみ (災害ごみ含む)	笠間	174 t	179 t	176 t	△3 t	546 t
	友部	250 t	259 t	249 t	△10 t	
	岩間	105 t	108 t	121 t	13 t	
合 計		22,777 t	23,082 t	22,652 t	△430 t	

※令和6年度計画量は、エコフロンティアかさま（令和5年1月～3月）及び環境センターへの（令和5年1月～12月）の、搬入量をもとに算出。令和7年度計画量については、環境センターへの（令和6年1月～12月）搬入量をもとに算出している。

(2) 生活排水関係〔処理される廃棄物(し尿)量〕

区分	地区	令和5年度 実績	令和6年度 計画量	令和7年度 計画量	計画量の比較 (6、7年度)	令和7年度 計画量合計
農業集落排水処理施設	全体	528 千m ³	528 千m ³	526 千m ³	△2 千m ³	526 千m ³
公共下水道		6,294 千m ³	6,355 千m ³	6,256 千m ³	△99 千m ³	6,256 千m ³
し尿	笠間	571 kℓ	601 kℓ	1,264 kℓ	△523 kℓ	1,264 kℓ
	友部	605 kℓ	712 kℓ			
	岩間	379 kℓ	474 kℓ			
浄化槽汚泥	笠間	9,937 kℓ	11,119 kℓ	18,261 kℓ	△2,232 kℓ	18,261 kℓ
	友部	5,144 kℓ	5,442 kℓ			
	岩間	3,865 kℓ	3,932 kℓ			

※農業集落排水処理施設及び公共下水道の計画量は、過去3年間の処理水量（令和3年度～令和5年度の実績値）の平均値をもとに算出。

し尿及び浄化槽汚泥の計画量は、令和6年度が、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合への、過去3年間の搬入量（令和2年度～令和4年度の実績値）の平均値をもとに算出、令和7年度は、茨城県央環境衛生組合「新処理施設整備基本構想（令和7年2月策定）」における推計値を採用。

3 処理主体

(1) ごみ関係

一般廃棄物(ごみ)処理主体

区分	発生地区	市全域
収集運搬	家庭系ごみ	笠間市（委託業者）、一般廃棄物処理業許可業者、市民
	事業系ごみ	事業者、一般廃棄物処理業許可業者（※市では収集しない）
	資源物	笠間市（委託業者）、一般廃棄物処理業許可業者、市民
	粗大ごみ	笠間市（委託業者）、一般廃棄物処理業許可業者、市民
中間処理		笠間市 (環境センター、リサイクルセンター)
最終処分		笠間市 (諏訪クリーンパーク)

(2) 生活排水関係

一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理主体

区分 \ 発生地区		笠間地区	友部・岩間地区
収集運搬	し尿	一般廃棄物処理業許可業者	一般廃棄物処理業許可業者
	浄化槽汚泥	一般廃棄物処理業許可業者	一般廃棄物処理業許可業者
浄化槽清掃		浄化槽清掃業許可業者	浄化槽清掃業許可業者
中間処理		筑北環境衛生組合 (クリーンセンター)	茨城地方広域環境事務組合
最終処分(汚泥等)		委託処分(場外搬出)	委託処分(場外搬出)

※浄化槽汚泥の収集運搬は、一般廃棄物処理業の許可と併せて浄化槽清掃業の許可を有する業者が実施するものとする。

4 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可制度

廃棄物処理法第7条及び浄化槽法第35条の規定により、一般廃棄物の収集運搬又は処分並びに浄化槽清掃を業として行う場合には市町村長の許可が必要となるため、本市では次に示す(1)から(3)の諸条件を満たしている場合に限り許可するものとする。

(1) 許可方針

① 一般廃棄物【ごみ】処理業の許可方針

ア) 収集運搬業

現行の処理体制において、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

ただし、次の要件を満たす場合はその限りではない。

- ・既存の許可業者が収集運搬できない場合(排出者が業者を指定する場合を含む)

イ) 処分業

現行の処理体制において、ごみの排出量等を勘案すると既存の処分業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合はその限りではない。

- ・既存の許可業者が処分できない場合
- ・県から許可を受けた廃棄物処理施設を有し、適正に処理することが確実である場合
- ・ごみの減量化又は資源化を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合

次の場合には、一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可は不要とする。

- ・事業活動に伴い発生する一般廃棄物の運搬及び処分を自ら行う場合^{※1}
- ・専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維(古布))のみの収集運搬又は処分を業として行う場合^{※1}
- ・市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合^{※2}

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1号

② 一般廃棄物【し尿及び浄化槽汚泥】処理業の許可方針

ア) 収集運搬業

現行の処理体制において、し尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

イ) 処分業

笠間市と隣接自治体で組織する筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合による処分を基本とすることから、原則として新規の許可は行わない。

③ 浄化槽清掃業の許可方針

現行の処理体制において、し尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の浄化槽清掃業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

(2) 許可申請

当該業を行おうとする者は、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第12条に基づき、次の書類を提出し、許可を受けなければならない。

【収集運搬業（ごみ・し尿及び浄化槽汚泥）・浄化槽清掃業について】

- (1) 一般廃棄物処理業（浄化槽清掃業）許可申請書（様式第9号）
- (2) 事業計画書
- (3) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書）
- (4) 履歴書（法人にあっては、役員の名簿及び履歴書）
- (5) 印鑑登録証明書（法人にあっては、代表者印の印鑑登録証明書）
- (6) 納税証明書
- (7) 誓約書（様式第10号）
- (8) 従業員名簿（様式第11号）
- (9) 事業所、車庫等施設の概要図及び付近の見取図
- (10) 自動車検査証の写し並びに車両の前後面及び横面の写真
- (11) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項に掲げる書類及び同規則第11条第4号に掲げる事項を証する書類（浄化槽清掃業の許可申請の場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類
 - ① 市内事務所等の土地及び建物の履歴事項全部証明書
 - ② 許可取得一覧表

※履歴事項全部証明書等の証明書類については、発行日から3ヶ月以内の原本を提出すること。

【処分業について】

上記の収集運搬業申請書類(1)から(11)のほか、(12)その他市長が必要と認める書類として、次の書類を添付するものとする。

- ① 中間処理施設設置場所の土地及び建物の登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）
- ② 処理施設の案内図及び場内配置図
- ③ 施設の構造がわかる平面図、立面図、断面図、構造図及び処理能力計算書
- ④ 騒音、振動、悪臭及び粉じんなど施設周辺への公害防止対策がわかる図面
- ⑤ 施設及び設備の写真
- ⑥ 中間処理後の一般廃棄物処理方法を記載した書類

(3) 許可基準

一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業を許可する場合の基準は、廃棄物処理法第7条及び浄化槽法第36条に定めるもののほか、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第13条に基づき、次のとおりとする。ただし、ごみ収集における排出者限定の場合及びし尿処理・浄化槽清掃において、市内業者による円滑な処理・清掃が滞る場合は、この限りでない。

- ① 本市内に住所を有する者又は本市内に主たる営業所を有する者であること。
- ② 市税を完納していること。

なお、許可を受けた者は、廃棄物処理法・笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同施行規則・浄化槽法及び同法施行規則・その他関係法令を遵守するとともに、笠間市長の指示に従い一般廃棄物を適正に処理すること。

さらに、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集運搬及び処分並びに浄化槽清掃を他人に委託することを禁止する。

(4) 許可期間

許可期間は、2年とする。ただし、新規の許可（排出者限定等の許可（収集運搬業（し尿及び浄化槽汚泥）及び浄化槽清掃業は除く。））の場合は、申請時期により、1年を下らない2年以下の許可期間とする。

(5) 許可業者数

区分	業者数
収集運搬業（ごみ）	36業者
運搬業（ごみ）	5業者
収集運搬業及び浄化槽清掃業（し尿及び浄化槽汚泥）	4業者
処分業（中間処理含む）	8業者

※詳細については、別表「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業事業者一覧」のとおり。

5 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

①ごみ処理計画（ごみの発生抑制・再資源化計画）

ごみの発生抑制	・分別収集の徹底
	・減量化、リサイクルの啓発
	・事業系一般廃棄物の適正処理指導
再資源化	・集積所における資源物分別回収（新聞紙、ダンボール、紙パック、雑誌、布類、びん・缶類、ペットボトル・食品トレイ）
	・資源物分別回収（以下「集団回収」という。）（子ども会・高齢者クラブなどの地域団体による資源物回収。年2回以上実施する場合に、市から補助金を交付）
	・廃食用油拠点回収（市内3ヶ所の回収を新たに10ヶ所の回収拠点を設け、13ヶ所とする）
	・家庭用小型家電拠点回収（市内3ヶ所で回収）
	・エコ・ショップ制度※により認定を受けた店舗等における資源物分別回収

※エコ・ショップ制度…環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗（大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等すべての小売店舗）を「エコ・ショップ」として笠間市が認定する制度。

②収集運搬計画

次に掲げる区分により、市の委託した業者が市の指定した集積所から家庭系一般廃棄物の収集及び運搬を行う

ア 収集運搬

区分	地区	令和5年度 実績	令和6年度 計画量	令和7年度 計画量	計画量の比較 (6、7年度)	令和7年度 計画量合計	収集回数	備考
可燃 ごみ	笠間	4,824 t	4,945 t	4,716 t	△229 t	13,987 t	週2回	市指定ごみ袋
	友部	6,825 t	6,883 t	6,896 t	13 t			
	岩間	2,427t	2,443 t	2,375 t	△68 t			
不燃 ごみ	笠間	136 t	162 t	140 t	△22 t	302 t	月1回	コンテナ使用 不燃ごみ処理 券を貼付
	友部	123 t	124 t	117 t	△7 t			
	岩間	43 t	43 t	45 t	2 t			
資源物	笠間	440 t	442 t	411 t	△31 t	1,174 t	月2回	コンテナ使用
	友部	598 t	605 t	571 t	△34 t			
	岩間	196 t	201 t	192 t	△9 t			
粗大 ごみ	笠間	20 t	41 t	21 t	△20 t	59 t	週1回	窓口又は電子 申請による事 前申込制 (戸別収集) 粗大ごみ処理 券の貼付
	友部	27 t	26 t	23 t	△3 t			
	岩間	14 t	14 t	15 t	1 t			

※令和6年度計画量は、エコフロンティアかさま（令和5年1月～3月）及び環境センターへの（令和5年1月～12月）の、搬入量をもとに算出。令和7年度計画量については、環境センターへの（令和6年1月～12月）搬入量をもとに算出。

イ 再資源化の取組

区分	地区	令和5年度 実績	令和6年度 計画量	令和7年度 計画量	計画量の比較 (6、7年度)	令和7年度 計画量合計	収集 (受付)	備考
集団回収	笠間	70 t (14団体)	156 t (13団体)	72 t	△84 t	278 t	年回	集団回収（子ども会・高齢者クラブ等の地域団体による資源物の回収。年2回以上実施する場合に、市から補助金を交付）
	友部	173 t (36団体)	378 t (34団体)	175 t	△203 t			
	岩間	35 t (10団体)	66 t (10団体)	31 t	△35 t			
廃食用油	全地区	2,580 ㍓	2,488 ㍓	3,870 ㍓	1,382 ㍓	3,870 ㍓	随時	本所及び各支所及び市内事業所計13カ所
小型家電	全地区	1,169 kg	972 kg	1,006 kg	34 kg	1,006kg	随時	本所及び各支所計3ヶ所

※集団回収は、過去3年間（令和3年度～令和5年度の実績値）の回収量をもとに算出。

廃食用油は、回収拠点の増に伴い、令和5年度実績の5割増としてます。

小型家電は、過去3年間（令和3年度～令和5年度の実績値）の平均値をもとに算出。

ウ 集積所に出せないごみ・環境センターで処理できないごみ

種類		処理方法
一時多量ごみ（引越しなどで出る一時的なごみ）		環境センターに自己搬入 許可業者に依頼
事業系ごみ（事業活動に伴い発生したごみ）		環境センターに自己搬入 許可業者に依頼
パソコン		メーカー等に回収申込 （ノートパソコンは家庭用小型家電拠点回収）
家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機（衣類乾燥機を含む）	購入店・家電販売店に依頼 リサイクル料金を納入後、指定取引所へ自己搬入又は許可業者に依頼
農業用廃プラスチック類 （農業用ビニール・ポリエチレンなど）		事前登録制による指定場所へ持参 または、専門の業者への自己搬入
・自動車部品（タイヤ・バッテリー・エンジンオイルなど） ・建築廃材、瓦、コンクリート等 ・消火器 ・ガソリン、灯油等引火性のもの、塗料 ・医療系廃棄物（注射器・針） ・劇薬及び農薬（容器（缶・びん）含む） ・焼却灰		販売店又は専門の処理業者などに依頼
・在宅医療廃棄物の一部 （注射針（鋭利なもの）など感染性の恐れのあるもの）		医療機関又は薬局へ返却 専門の処理業者に依頼

③中間処理計画

地区	施設区分	概要	
市全域	焼却施設	名 称	笠間市 環境センター
		所在地	笠間市長兎路仁古田入会地 1-62
		処理能力	105t/日 (52.5t/16h×2 基)
	破碎処理施設	名称	笠間市 環境センター
		所在地	笠間市長兎路仁古田入会地 1-62
		処理能力	35t/5h
	資源化施設	名 称	笠間市 リサイクルセンター (笠間市環境センター内)
		所在地	笠間市長兎路仁古田入会地 1-62
		処理能力	2.0t/日

④最終処分計画

地区	概要	
市全域	名 称	笠間市 諏訪クリーンパーク
	所在地	笠間市平町北ノ久保 1106-1
	埋立面積／全体容積	第1期 9,500 m ² ／70,000 m ³ 第2期 11,000 m ² ／48,600 m ³
	残余容量	第1期 0 m ³ 残余容量率 0% 第2期 46,321 m ³ 残余容量率 95.3%

(2) 生活排水処理実施計画

生活排水の適正処理は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等に寄与することから、関係部課と連携しながら、農業集落排水処理施設や公共下水道の整備済み区域内における早期接続を啓発する。

また、生活排水の集合処理が適さない区域については、合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、設置者に適正な維持管理を啓発する。

①生活排水処理計画

ア 農業集落排水処理施設で処理をする区域及び人口等

(R6. 3. 31現在)

地区	区域	名称	所在地	処理能力 ・当初の 計画人口	放流先	受益人口①	接続人口②	接続率 (②／①)
友部	上市原 中市原 下市原 南友部 (古山) 小原一部 (滝川)	市原地区農業集落排水処理施設	下市原 (H11. 3. 31 供用開始)	567m ³ /日 1,890 人 (341戸)	瀬沼水域 (瀬沼前川)	909 人 (325戸)	879 人 (304戸)	96.7 % (93.5%)
	小原 五平	友部北部地区農業集落排水処理施設	小原 (H25. 11. 1 供用開始)	901m ³ /日 2,730 人 (594 戸)	瀬沼水域 (瀬沼前川)	1,741 人 (599戸)	1,194 人 (373戸)	68.6 % (62.3%)
	随分附 柏井 湯崎 (一部)	枝折川地区農業集落排水処理施設	柏井 (H19. 8. 1 供用開始)	637m ³ /日 1,930 人 (330戸)	瀬沼水域 (枝折川)	710 人 (257戸)	449 人 (152戸)	63.2 % (59.1%)
	住吉 湯崎 長兎路 仁古田	北川根地区農業集落排水処理施設	仁古田 (H15. 10. 1 供用開始)	964m ³ /日 2,920 人 (700戸)	瀬沼水域 (枝折川)	1,581 人 (541戸)	1,407 人 (461戸)	89.0 % (85.2%)
岩間	安居	安居地区農業集落排水処理施設	安居 (H12. 12. 1 供用開始)	459m ³ /日 1,390 人 (271戸)	瀬沼水域 (瀬沼川)	672 人 (210戸)	651 人 (197戸)	96.9 % (93.8%)
	泉 市野谷 福島	岩間南部地区農業集落排水処理施設	福島 (H19. 12. 1 供用開始)	594m ³ /日 1,800 人 (343戸)	北浦水域 (巴川)	1,051 人 (335戸)	909 人 (269戸)	86.5 % (80.3%)

イ 公共下水道で処理をする区域及び人口等

【処理区域】

(R6. 3. 31現在)

地 区	処理区域		
	事業認可面積①	整備済面積②	整備率 (②／①)
笠 間	412 ha	388 ha	94.2 %
友 部	929 ha	833 ha	89.7 %
岩 間	318 ha	298 ha	93.7 %
合 計	1,659 ha	1,519 ha	91.6 %

【処理人口】

(R6. 3. 31現在)

地 区	処理人口		
	整備区域内①	接続人口②	接続率 (②／①)
笠 間	7,057 人 (3,155世帯)	6,076 人 (2,622世帯)	86.1 % (83.1%)
友 部	22,084 人 (9,777世帯)	20,956 人 (9,119世帯)	94.9 % (93.3%)
岩 間	5,844 人 (2,553世帯)	5,119 人 (2,155世帯)	87.6 % (84.4%)
合 計	34,985 人 (15,485世帯)	32,151人 (13,896世帯)	91.9 % (89.7%)

②収集運搬計画

公共下水道事業・農業集落排水事業の整備に伴う、し尿及び浄化槽汚泥の発生量減少を勘案し、既許可業者において適切に処理する。

区 分	収集区域	形 態	地区	令和5年度 実 績	令和6年度 計画量	令和7年度 計画量	計画量の比較 (6、7年度)	令和7年度 計画量合計	収集回数
し尿	市全域	許可業者	笠間	571 kℓ	601 kℓ	1,264 kℓ	△523 kℓ	1,264 kℓ	申込によりその都度収集
			友部	605 kℓ	712 kℓ				
			岩間	379 kℓ	474 kℓ				
浄化槽 汚泥	市全域	許可業者	笠間	9,937 kℓ	11,119 kℓ	18,261 kℓ	△2,232 kℓ	18,261 kℓ	申込によりその都度収集
			友部	5,144 kℓ	5,442 kℓ				
			岩間	3,865 kℓ	3,932 kℓ				

※令和6年度計画量は、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合への、過去3年間の搬入量（令和2年度～令和4年度の実績値）の平均値をもとに算出している。

令和7年度計画量については、茨城県央環境衛生組合「新処理施設整備基本構想（令和7年2月策定）」における推計値を採用。

③中間処理計画

地区	概要	
笠間	名 称	筑北環境衛生組合 クリーンセンター
	所在地	桜川市長方 1245
	処理能力	100 kℓ/日（標準脱窒素処理）
友部・岩間	名 称	茨城地方広域環境事務組合
	所在地	東茨城郡茨城町大字馬渡 244
	処理能力	152 kℓ/日（標準脱窒素処理）

(3) 住民に対する広報・啓発活動

活 動 事 項	概 要	回 数
ごみの発生抑制・資源化の促進	指定ごみ袋の有料化	
	バイオマスプラスチック配合指定ごみ袋（200袋）使用に対する市報・週報・ホームページへの掲載	
	イベント開催時における啓発活動	数回／年
	市報・週報・ホームページへの掲載（廃食用油、小型家電回収等）	随 時
	集団回収団体への補助金交付（年2回以上が対象、申請に基づく）	随 時
分別収集の周知	市報・週報・ホームページへの掲載	随 時
	「ごみの分け方・出し方」ハンドブック・ポスターの配布	随 時
	まちづくり出前講座の開催	随 時
	ごみ分別看板（集積所設置用）の配付	随 時
	ごみ集積ボックス設置費補助の実施（申請に基づく） 【補助率：1基あたり】費用の3分の2 （限度額10万円、100円未満切り捨て）	随 時
家庭における生ごみ減量化の推進	生ごみ処理容器購入等に対する補助金交付 （1世帯当たりごみ減量化機器は1基、生ごみ処理容器は2基、申請に基づく） 【補助率：1基あたり】 ・ごみ減量化機器：購入費等の2分の1 （限度額2万円、1,000円未満切り捨て） ・生ごみ処理容器：購入費等の2分の1 （限度額3千円、1,000円未満切り捨て）	随 時
ごみ搬入検査	環境センター 搬入検査	随 時
事業系ごみの適正処理指導	市報・週報・ホームページへの掲載	随 時
	巡回指導	随 時
不法投棄防止対策	市報・週報・ホームページへの掲載	随 時
	不法投棄防止看板の配付	随 時
	不法投棄ボランティア監視員等によるパトロールの実施 不法投棄の防止に向けた注意喚起及び不法投棄事案に関する指導等	随 時
	クリーン作戦の実施	3回／年
し尿及び浄化槽の適正管理の啓発	市報・週報・ホームページへの掲載	随 時
	「浄化槽のしおり」の配布	随 時
プラスチックごみ削減の推進	「環境負荷ゼロへの挑戦」（プラスチックごみゼロ宣言）と（ゼロカーボンシティ宣言）の市報・週報・ホームページへの掲載	随 時
	「ボトル to ボトル」水平リサイクルの推進	随 時
	ワンウェイ（使い捨て）プラスチック削減の取組み推進	随 時

(4) 令和7年度の主な取り組み

取り組み内容	
	① 令和5年度から導入した新たな分別方法について、パンフレットやポスターの配布に加え、市職員が直接説明する「まちづくり出前講座」による一層の周知を図ります。
	② スマートフォンアプリ「かさまコネクト」を活用し、ごみの分け方や収集日等の情報を市民に分かりやすく提供します。
	③ 統合型GISに搭載した市内約2,800箇所のごみ集積所の位置情報を活用し、収集の効率化について検討を進めます。
拡充	④ 生ごみ処理容器の普及を促進するため、電子申請による受付を開始します。
	⑤ 集積所の管理に係る負担を軽減するため、ごみ集積ボックスの設置費の一部を助成します。
拡充	⑥ ごみの減量化及び再資源化を図るため、「ボトルtoボトル」水平リサイクル、資源物集団回収、小型家電リサイクルの啓発活動を行います。 また、廃食用油回収については、地域の企業と連携した回収拠点の整備を行い、市民がリサイクルに取り組みやすい仕組みづくりを行うとともに、新たなリサイクル品目の検討をします。
	⑦ PETボトル再生繊維を使用したエコランドセルを、市立小学校等へ入学する児童のうち希望する児童に配付し、子どもたちの環境意識を高めます。
	⑧ ごみ減量化の啓発として、プラスチックリサイクル講座の実施、SNS等を活用した環境に関する情報提供を行います。
	⑩ 将来的なプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に向け、必要な措置を検討します。
	⑪ 清掃施設建設事業については、物価高騰による市財政への与える影響等を考慮し、施設整備の手法について再検討し、持続可能な循環型社会の実現に向けて、本市にとって最適な施設整備計画を進めます。
拡充	⑫ し尿及び浄化槽汚泥の処理について、茨城町と共同で設立した「茨城県央環境衛生組合」において新たなし尿処理施設の整備に向けて令和7年度からは、必要な調査や基本計画の策定に着手するなど、計画的に事業を進めていきます。
	⑬ し尿及び浄化槽汚泥等の収集の需要に応えるため、し尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬の営業区域の見直しについて、引き続き一般廃棄物処理業（し尿収集運搬業）及び浄化槽清掃業許可業者との協議を行います。
	⑭ フードロス削減を推進するため、広報紙やホームページ、SNS等による啓発を図ります。
	⑮ 市民のごみ拾い活動を推進するため、ボランティアごみ袋の導入について検討を進めます。
	⑯ ごみ出しが困難な高齢者等への支援策について、福祉部門と連携し検討を進めます。

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業 許可業者一覧

別表

1 収集運搬業（ごみ）

令和7年4月1日現在

	事業者名	事務所	電話番号
1	アミックス（株）	ひたちなか市津田東2-6-12	029-274-1762
2	（有）磯屋企業運輸	笠間市土師1283-215	0299-45-4466
3	（有）板倉建材	足立区南花畑3-2-12	03-3884-0947
4	㈱茨城県クリニック・クリーン協会	水戸市鯉淵町1-5	029-259-7200
5	岩倉緑化産業（株）	笠間市福原1028-1	0296-74-4468
6	（株）笠間保全	笠間市押辺2178	0299-45-2249
7	（有）植田商店	水戸市見川町2131-1911	029-241-0180
8	海老沢 求	笠間市長兎路1126-5	0296-78-3742
9	エルエス工業（株）	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	03-5410-3627
10	角屋紙業	笠間市下郷4439-96	0299-45-2362
11	（有）環境保全サービス	水戸市住吉町63-10	029-248-4556
12	菊池商店	笠間市鯉淵6526-8カーブサイド3号	090-3680-4692
13	北関東通商（株）	水戸市東前3-234	029-269-2033
14	（株）恋瀬産業	石岡市石岡12883	0299-22-6511
15	（株）坂田エンタープライズ	石岡市柏原1-1	0299-24-3834
16	（株）さしろ	笠間市大淵859	0296-72-4503
17	（有）スズキクリーンサービス	水戸市千波町2832番地86	029-291-7120
18	（有）地域整備開発研究所	那珂町菅谷3797-3	029-352-1331
19	（株）常盤商社	水戸市千波町1171-3	029-241-5729
20	日和サービス（株）	日立市東成沢町2-2-10	0294-38-1121
21	（有）マルゼン	水戸市千波町1188-19	029-241-7988
22	（株）結南クリーンセンター	結城市結城7188	0296-33-0636
23	大縄林業原木（株）	水戸市有賀町1916	029-259-5865
24	小松崎運輸（有）	石岡市柿岡2644-1	0299-44-1004
25	昭和造園土木（株）	笠間市笠間4358-2	0296-72-5104
26	勝田環境（株）	ひたちなか市津田2554-2	029-272-2141
27	（有）友部流通	笠間市南小泉964-1	0296-77-8488
28	（有）茨城環境開発	笠間市福田3005-1	0296-72-8181
29	総合環境サービス合同会社	笠間市小原4514-3	0296-73-5523
30	（株）クリアイバラキ	水戸市平須町1-114	029-305-7007
31	大真運輸（株）	水戸市有賀町1915-1	029-259-7391
32	（株）エム・ビー・シー	水戸市笠原町1565-1	029-240-3565
33	（株）白梅商事	水戸市河和田町字西中曽根3956-4	029-243-8610

34	イー・エフ・ティ（株）	笠間市下市毛 3 4 3 - 5	0 2 9 6 - 7 3 - 5 1 1 7
35	（株）大栄クリーン	茨城町城之内 6 8 4 - 9	0 2 9 - 2 9 3 - 9 3 8 0
36	（株）博相社	笠間市日草場 1 6 0 - 4	0 2 9 6 - 7 2 - 6 6 7 0

2 運搬業（ごみ）

1	（株）春海丸	ひたちなか市長砂 6 7 0 - 1	0 2 9 - 2 8 5 - 8 1 0 0
2	水海道産業（株）	常総市中妻町 9 0 7 - 1	0 2 9 7 - 2 2 - 0 0 7 7
3	（株）鹿島ガーデン	鹿嶋市宮中 6 - 6 - 9	0 2 9 9 - 8 3 - 3 1 1 1
4	神栖埠頭（有）	神栖市居切 1 - 1 0	0 2 9 9 - 9 2 - 3 5 2 5
5	沼田クリーン（株）	日立市城南町一丁目 10 番 16 号	0 2 9 4 - 2 1 - 2 2 2 1

3 収集運搬業及び浄化槽清掃業（し尿及び浄化槽汚泥）

1	（有）茨城友清	水戸市鯉淵町 2 9 1 1 - 1	0 2 9 - 2 5 9 - 4 8 1 7
2	（株）笠間保全	笠間市押辺 2 1 7 8	0 2 9 9 - 4 5 - 2 2 4 9
3	（株）セイコー	水戸市鯉淵町 4 2 9 5 - 1 1	0 2 9 - 2 5 9 - 3 2 6 8
4	（株）博相社	笠間市日草場 1 6 0 - 4	0 2 9 6 - 7 2 - 6 6 7 0

4 処分業（ごみ）

1	（一財）茨城県環境保全事業団	笠間市福田 1 6 5 - 1	0 2 9 6 - 7 0 - 2 5 1 1
2	岩倉緑化産業（株）	笠間市福原 1 0 2 8 - 1	0 2 9 6 - 7 4 - 4 4 6 8
3	大縄林業原木（株）	水戸市有賀町 1 9 1 6	0 2 9 - 2 5 9 - 5 8 6 5
4	（株）リサイクルパーク	笠間市安居 3 0 4 1 - 2	0 2 9 9 - 3 7 - 8 3 3 8
5	（株）不二モック	笠間市押辺 2 5 9 9 - 1 0	0 2 9 9 - 4 5 - 4 1 8 3
6	（株）ソルク	笠間市安居下平 2 7 1 7	0 2 9 9 - 5 6 - 5 3 8 1
7	（株）ニシノ産業	茨城町大字長岡 3 4 7 2 - 2	0 2 9 - 2 1 9 - 2 0 6 1
8	（株）藤坂	佐野市中町 1 5 3 2	0 2 9 9 - 4 5 - 7 2 0 1